

上峰町重層的支援体制整備 事業実施計画

令和8年1月

佐賀県上峰町

目次

第1章 重層的支援体制整備事業実施計画の策定	
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
第2章 上峰町における重層的支援体制整備事業	
1. 重層的支援体制整備事業の概要	3
2. 各事業の実施内容	4
第3章 重層的支援体制整備事業の推進体制	
1. 重層的支援体制整備事業の支援フロー	9
2. 重層的支援会議と支援会議	10
第4章 事業の実施目標及び評価	
1. 実施目標及び評価	11
社会福祉法（抜粋）	12

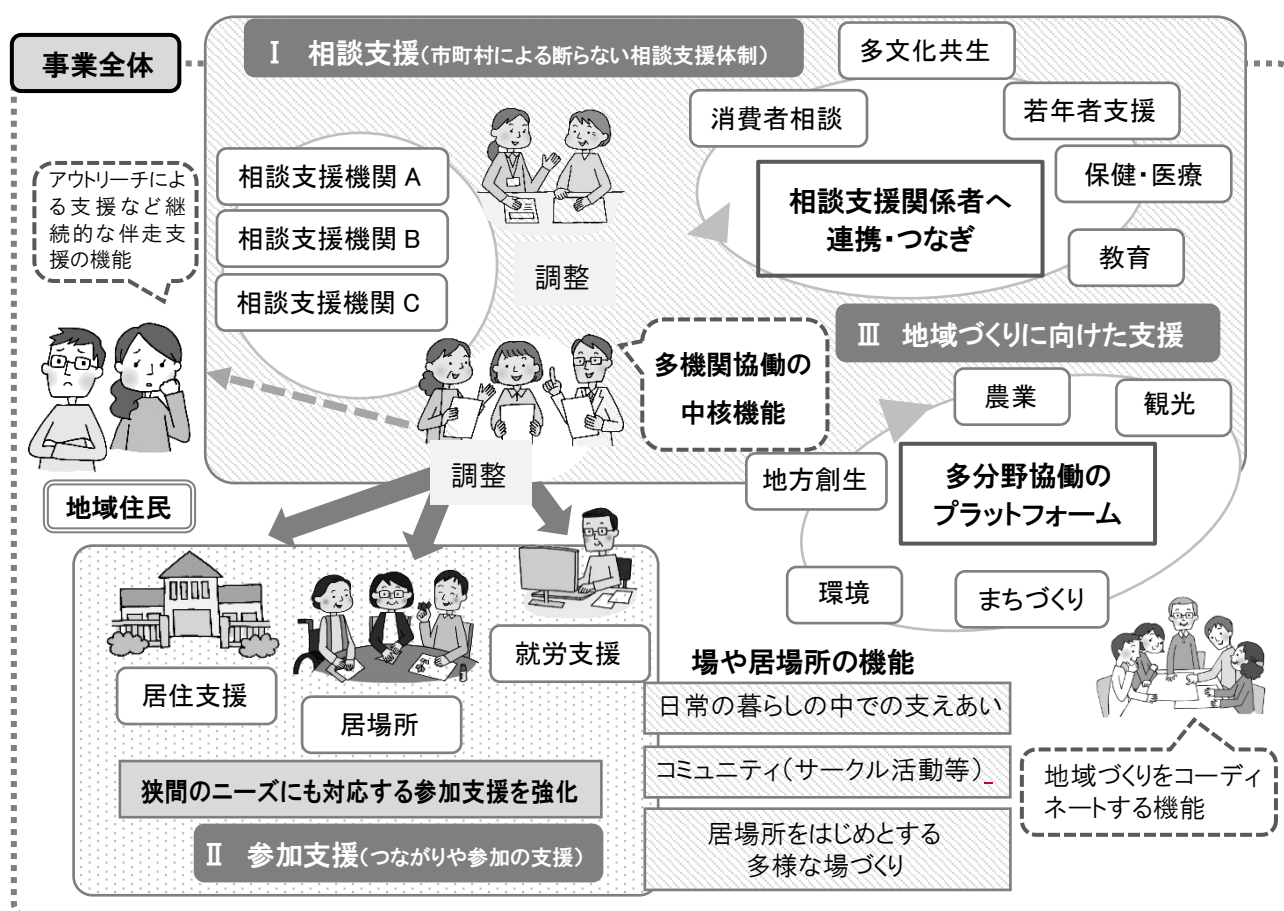
第1章 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

1. 計画策定の背景

少子高齢化、人口減少が進行する中、核家族化やライフスタイルの多様化等に伴い生活課題も複雑化・複合化が進んでいます。生活困窮やひきこもり、80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」、子どもが家族の介護やケアを行う「ヤングケアラー」等、従来の高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮といった専門分野ごとの縦割り制度による公的な福祉サービスだけでは、十分に生活課題に対応できないケースも増加しています。

これらを踏まえ、令和3年度に社会福祉法が改正され、重層的支援体制整備事業（以下「本事業」という。）が創設されました。本事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、地域住民のニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

本町においては、令和4年度から令和6年度まで本事業の実施に向けた移行準備事業を実施し、関係機関との連携強化等、複数の課題を抱えている人に対する柔軟な支援ができる体制を構築してきました。令和7年4月から実施する本事業について、本町における地域共生社会の実現に向けた適切かつ効果的な取り組みとするため、「上峰町重層的支援体制整備事業実施計画」（以下「本計画」という。）を策定します。



2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の5に基づき策定するものです。

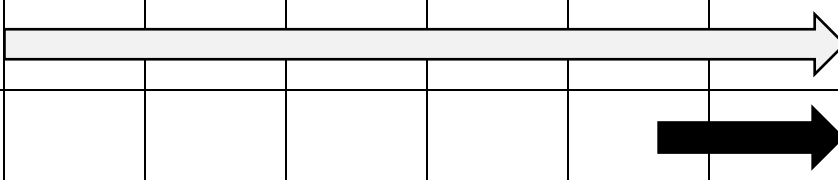
また、地域共生社会を理念とした「上峰町第2期地域福祉計画・第1期上峰町地域福祉活動計画（令和3年度～令和8年度）（以下「地域福祉計画」という。）」を上位計画とし、「上峰町老人保健福祉計画」、「上峰町障害者計画」、「上峰町障害福祉計画・障害児福祉計画」、「上峰町こども計画」等の各関連計画の内容とも調和・整合性を図ります。

3. 計画期間

本計画は、地域福祉計画の計画期間に合わせ、令和8年度までの計画期間とします。

また、計画の見直しについては、地域福祉計画同様、PDCA サイクルに基づき、毎年度評価・見直しを行います。

計画名	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第2期地域福祉計画						
第1期地域福祉活動計画						
重層的支援体制整備事業実施計画						



第2章 上峰町における重層的支援体制整備事業

1. 重層的体制整備事業の概要

本事業は、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を具体化するための手法であり、社会福祉法第106条の4に基づき「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。

本事業では、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した課題については、支援関係機関の連携により支援を行います。あわせて、自ら支援につながる方が難しい方や必要な支援が届いていない方にはアウトリーチ等により本人との関係性の構築に向けた伴走型支援を行うほか、支援が必要な方のニーズを丁寧に聞き取り、社会とのつながりをつくる参加支援や地域住民同士の関係性を構築するための地域づくりに向けた支援を行います。

これらの支援が相互に重なり合いながら、課題を抱えた方に寄り添い、伴走する支援体制を構築することで、地域共生社会の実現を目指します。

本事業の実施にあたっては、地域共生社会の理念及び国の重層的支援体制整備事業実施要綱を踏まえて実施します。

【重層的支援体制整備事業の各事業】

社会福祉法 第106条の4第2項			分野	事業名	
重層的支援体制整備事業	事業名(国)				
	第1号	イ	包括的相談支援事業	介護	地域包括支援センターの運営
		ロ		障がい	相談支援事業
		ハ		子ども 子育て	利用者支援事業
		ニ		生活困窮	生活困窮者自立支援事業
	第2号	参加支援事業		全分野	参加支援事業
	第3号	イ	地域づくり事業	介護	生活介護予防活動支援事業
		ロ		介護	生活支援体制整備事業
		ハ		障がい	地域活動支援センター機能強化事業
		ニ		子ども 子育て	地域子育て支援拠点事業
		ホ		全分野	生活困窮者支援等のための地域づくり事業
	第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		全分野	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
第5号	多機関協働事業		全分野	多機関協働事業 ※第6号(支援プランの作成)と一体的に実施	

2. 各事業の実施内容

(1) 包括的相談支援事業

高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮の分野ごとに実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の世代、属性、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受けとめ、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を実施します。

受けとめた相談のうち、包括的相談支援事業者のみでは解決が困難な場合は、地域における支援関係機関のネットワークを活用し、他分野の包括的相談支援事業者をはじめとする他の支援関係機関と連携を図りながら支援を行うとともに、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関の役割分担等が必要なケースの場合には、多機関協働事業につなぎ、他の支援関係機関と連携を図りながら支援を行います。

① 地域包括支援センターの運営事業

担当課	健康福祉課（福祉介護係）
事業内容	高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他の福祉サービスを適切に利用するため、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の専門スタッフが総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成等様々な支援を行います。
支援対象者	65歳以上の高齢者等
運営形態	委託
設置個所数	1箇所

② 障害者相談支援事業

i) 基幹相談支援センター

担当課	健康福祉課（福祉介護係）
事業内容	障がい者等に対し、障がいの種別に関わらず、総合的・専門的な相談、情報提供、助言、既存の障害福祉サービス事業所等との連携調整等を行います。
支援対象者	障がい者本人及びその家族、障害福祉サービス事業所等
運営形態	委託 ※鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町で共同委託
設置個所数	1箇所

ii) 相談支援事業

担当課	健康福祉課（福祉介護係）
事業内容	障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
支援対象者	障がい者本人及びその家族等
運営形態	委託※鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町で共同委託
設置個所数	3箇所

③利用者支援事業

i)基本型

担当課	住民課（子育て支援係）
事業内容	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援を行います。
支援対象者	子ども及びその保護者等
運営形態	委託
設置個所数	1箇所

ii)こども家庭センター型

担当課	健康福祉課（健康増進係）、住民課（子育て支援係）
事業内容	<p>こども家庭センターガイドラインに基づき、母子保健機能及び児童福祉機能で連携を図り、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する支援と、虐待への予防的な対応を行い、包括的な支援を切れ目なく行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健機能 妊婦届の面談（子育てガイドを使用）や乳幼児健診等で実情を把握し保健指導を行うことで、先の見通しを立て、母子の健康保持増進を行います。また、妊婦及び母子支援台帳を作成し、必要時サポートプランを作成します。 ・児童福祉機能 子どもが健やかに成長できるよう、子どもの安全を守り、困難な環境にある家庭や子どもに対してサポートプランを作成し、継続的にサポートを行います。また、子どもを取り巻く様々な問題に対し、関係機関と協力しながら子どもにとって最も良い環境を整えて行きます。
支援対象者	子ども及びその保護者等
運営形態	直営
設置個所数	1箇所

iii)妊婦等包括相談支援事業型

担当課	健康福祉課（健康増進係）
事業内容	妊産婦及び配偶者等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。
支援対象者	妊婦及び出産した者と配偶者
運営形態	直営
設置個所数	1箇所

④福祉事務所未設置町村による相談支援事業

担当課	健康福祉課（福祉介護係）
事業内容	一次的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、佐賀県生活自立支援センターとの連絡調整、自立相談支援事業の利用勧奨その他の必要な援助等を行います。

支援対象者	生活困窮者及び社会的に孤立する者等
運営形態	委託 ※令和8年度から実施予定
設置個所数	1箇所

(2)参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応できない個別のニーズに対応するため、地域の社会資源を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、ひきこもり状態にある方への支援については、就労等だけでなく、広く社会参加を促していくことが重要であることから、様々な関係機関と協力し居場所づくり等にも取り組みます。

担当課	健康福祉課（福祉介護係）
事業内容	既存制度等では対応できない社会参加に係る支援の必要があるケースに対応するため、支援対象者本人の社会参加に係る支援ニーズと社会資源とのマッチングを行うことで、多様な社会参加の実現を目指します。また、地域の産業や業界・関係団体等の地域のプラットフォームに参画すること等を通じて、地域の社会資源や支援関係機関とのつながりづくりを行います。
支援対象者	既存制度等では対応できない社会参加に係る支援の必要性がある者及びその家族等
運営形態	委託
活動場所	町内全域

(3)地域づくり事業

高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮の分野ごとに実施している既存の地域づくりに関する取り組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取り組みのコーディネート等を行います。

①地域介護予防活動事業

担当課	健康福祉課（福祉介護係）
事業内容	老人クラブ連合会が実施する「生きがいと健康づくり事業」や食生活改善推進協議会が実施する食生活改善による健康づくり事業等、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を実施します。
支援対象者	65歳以上の高齢者等
運営形態	委託
活動場所	町内全域

②生活支援体制整備事業

担当課	健康福祉課（福祉介護係）
事業内容	ボランティアや民間企業等多様な主体が生活支援や介護予防サービスを提供する体制の構築を目指し、生活支援等サービスの資源開発や担い手の育成、地域のネットワーク形成糖を行う生活支援コーディネーターを配置して、支え合いの地域づくりを推進する。
支援対象者	65 歳以上の高齢者等
運営形態	委託
活動場所	町内全域

③地域子育て支援拠点事業

担当課	住民課（子育て支援係）
事業内容	乳児又は幼児及びその保護者が地域において相互の交流を行う拠点を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。
支援対象者	未就学児及びその保護者
運営形態	委託
設置個所数	1 箇所

④生活困窮者支援等のための地域づくり事業

担当課	健康福祉課（福祉介護係）
事業内容	「上峰町第 2 期地域福祉計画」を踏まえ、地域の福祉ニーズや生活課題、それらに対応する社会資源の状況等を把握し、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくり等を行うことを通じて、身近な地域における共助の取り組みを活性化させていきます。
支援対象者	住民
運営形態	委託 ※令和 8 年度から正式に実施予定
設置個所数	1 箇所

(4)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複雑化・複合化した課題を抱えているために必要な支援が届いていない人を把握し、本人やその家族に対して家庭訪問等による働きかけを行い、信頼関係を構築しながら必要な支援を行います。

担当課	健康福祉課（福祉介護係）
事業内容	支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し、当該本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性を構築します。

支援対象者	ひきこもり状態にある者、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながら必要な支援が届いていない者等
運営形態	委託
活動場所	町内全域

(5)多機関協働事業

包括的相談支援事業等につながったケースで、単独の支援機関では対応が困難な複雑化・複合化したケースに対して、課題の把握、支援の方向性の整理、各支援関係機関の役割分担、支援プランの作成等のチーム支援とそのコーディネートを行います。

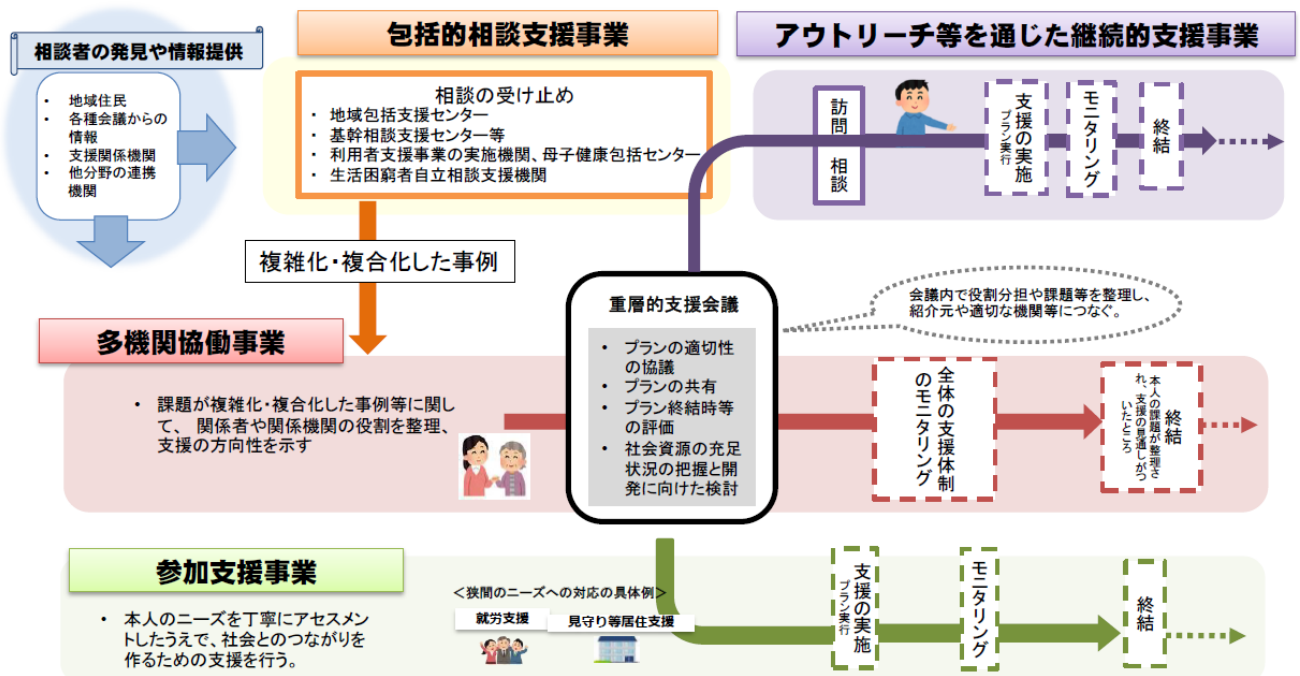
担当課	健康福祉課（福祉介護係）
事業内容	単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化したケースの調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行います。また、重層的支援会議を開催し、支援プランの適切性の協議及び評価を行います。
支援対象者	複雑化・複合化した課題を抱える人及びその世帯
運営形態	委託
設置個所数	1箇所

第3章 重層的支援体制整備事業の推進体制

1. 重層的支援体制整備事業の支援フロー

本町における重層的支援体制整備事業のフローは、以下のとおりです。

- ① 相談者の世代、属性、相談内容に関わらず、包括的に相談を受けとめる相談窓口「かみつばき」を設置し、また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）においてアウトリーチによる制度の狭間の相談支援を実施します。
- ② 包括的相談支援事業者またはCSWが受けとめた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化したケースは、多機関協働事業者として課題の整理等を行い、必要に応じて支援会議で支援関係機関間での情報共有を図ります。
- ③ 課題整理等の結果、包括的相談支援事業者や行政等と連携し、各支援関係機関間の役割分担や支援の方向性を定めた支援プランを作成し、重層的支援会議に諮り、関係者間の合意形成を図ります。
- ④ 重層的支援会議を通じて、支援関係機関間で支援の方向性に係る合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークの構築を図ります。
- ⑤ CSWは多機関協働事業を中心に、必要に応じて参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を一体的に実施します。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業者が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

【出典】厚生労働省 令和2年度「相談支援包括化推進員等への支援と人材育成事業」ブロック別研修資料

2. 重層的支援会議と支援会議

重層的支援体制整備事業を効果的に実施するためには、様々な支援関係機関による連携や協働が重要です。重層的支援会議及び支援会議は、複雑化・複合化した課題を抱える支援対象者に対し、会議を通じて支援関係機関間で情報共有や支援方法の検討を行い、円滑な支援を行うために開催するものです。

重層的支援会議は、支援関係機関との情報共有に係る同意を得たケースに関して、支援関係機関間での連携や支援プランの適切性、支援の終結等について検討を行います。

支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設けることで、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人やその世帯に関する情報の共有等を行うことが可能となります。地域において支援関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々のケースの情報共有や、地域における必要な支援体制の検討を円滑にするため実施します。

	重層的支援会議	支援会議
主催者	上峰町	
構成員	以下の構成員を基本とするが、内容に応じて関係者等を招集する <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター ・ 基幹相談支援センター ・ こども家庭センター ・ 佐賀県自立支援センター ・ 多機関協働事業者 ・ 町関係各課 	
扱うケース	課題が複雑化・複合化しており、既存制度の連携では対応できないケース	本人同意が得られないが、課題が複雑化・複合化しており、情報共有等が必要なケース
会議の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援プランの適切性の協議 ・ 支援プラン終結時等の評価 ・ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 潜在的な課題を抱えるケースの情報共有 ・ 見守りと支援方針の理解 ・ 緊急性がある事案への対応
個人情報の共有に関する本人同意	あり	なし ※構成員に守秘義務を課す
作成プラン	支援プラン	なし（別途記録作成）
開催頻度	年4回 新規ケース等必要に応じて開催する場合あり	随時開催

第4章 事業の実施目標及び評価

1. 実施目標及び評価

本事業における実施目標を以下のとおり定めます。評価にあたっては、数値による定量的な評価のほか、事業実施状況について定性的な評価を行います。

【評価指標】

事業	指標	目標
全体	本事業の周知（広報紙、町 HP 等への掲載）	随時
参加支援事業	プラン策定件数	3 件/年
	社会資源とのマッチング件数	3 件/年
地域づくり事業	地域の居場所・拠点数	20 箇所
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	プラン策定件数	5 件/年
多機関協働事業	プラン策定件数	5 件/年
	重層的支援会議の開催数	4 回/年
	支援会議の開催件数	12 回/年
	多機関協働事業の終結件数	1 件/年

【定性評価】

事業	評価内容
包括的相談支援事業	属性等を問わず相談できる体制の構築
参加支援事業	伴走支援による社会とのつながりづくり
地域づくり事業	属性等を問わず交流できる場や居場所、拠点の整備
多機関協働事業	チーム支援実施のための関係性構築

社会福祉法（抜粋）

（昭和26年法律第45号）

第十章 地域福祉の推進

第一節 包括的な支援体制の整備

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
 - ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
- 二 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支

援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言、現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、児童福祉法第十条の二第二項に規定することも家庭センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第八十一条第一項に規定する支援協議会その他の居住の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。

5 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

6 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関

する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であって地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（支援会議）

第百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第五項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

- 2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 支援会議は、当該支援会議を組織している市町村に生活保護法第二十七条の三第一項に規定する調整会議又は生活困窮者自立支援法第九条第一項に規定する支援会議が組織されているときは、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。
- 6 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

